

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（関係府省庁等ヒアリング）  
議事要旨

1. 日 時 令和7年7月22日（火）11:00～12:00

2. 場 所 オンライン開催

3. 出席者

(1) ヒアリング対象者

大塚 和子 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課感染症情報管理室長

石川 拓哉 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長

(2) ワーキングチームメンバー

池田 博之 山口県総合企画部長  
（代理 総合企画部デジタル推進局 浅川局長）

伊藤 正樹 愛知県一宮市総務部長

深澤 文仁 秋田県美郷町企画財政課長

名越 一郎 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

折田 裕幸 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

鈴木 優一 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

杉本 敬次 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

橘 清司 デジタル庁統括官付参事官

浅岡 孝充 デジタル庁統括官付参事官

萩原 一博 デジタル庁統括官付参事官付企画官

池田 敬之 総務省自治行政局住民制度課長

（代理 総務省自治行政局住民制度課 阿部補佐）

4. 議事概要

<事前に送付した質問事項について、厚生労働省と環境省より説明。>

※「→」はワーキングチームメンバー発言

① 犬の登録及び予防注射に関し、市町村における業務の実態（頻度、量、事務の態様等）  
をご教示ください。

- ・ 犬の登録に関しては、狂犬病予防法に基づく通常の手続きと、動物愛護管理法に基づく特例制度の二つの方法が存在する。通常の手続きでは、犬の所有者は生後90日を経過した日から30日以内に市町村へ登録申請を行い、申請を受けた市町村は、原簿に犬の情報を登録し、所有者に鑑札を交付する。所在地変更時には、所有者は新所在地の市町村に届出を行い、古い鑑札と引き換えに新しい鑑札の交付を受ける。新所在地の市町村は旧所在地の市町村に犬の所在地を通知し、通知を受けた旧市町村は、新市町村に原簿を送付する。
- ・ 一方、特例制度では、マイクロチップが装着・登録された犬について、特例制度に参加している市町村であれば、所有者が「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム（以下「マイクロチップシステム」という。）」に情報を入力することで、その情報が当該システムを所管する環境省から市町村に通知され、市町村は原簿へ登録を行う。このプロセスを経て、所有

者は市町村に登録申請や変更届出を行ったとみなされ、マイクロチップが鑑札とみなされる。所在地変更時と同様の手続きが適用される。なお、新市町村が特例制度に参加している場合、旧市町村は原簿を削除可能である。

- ・ また、狂犬病予防注射については、犬の所有者または管理者が年1回の予防注射を受けさせる義務があり、獣医師が注射済証を発行する。所有者はこれを市町村長に提示し、予防注射済票の交付を受ける。一部市町村では、動物病院に交付事務を委託しており、注射済証とともに済票が交付される運用も存在する。

**② 犬の登録原簿の管理方法について実態調査を行ったとお伺いしていますが、その調査結果をご教示ください。**

- ・ 令和6年度の狂犬病予防法に基づく犬の登録原簿システム整備に向けた全国調査を行い、1,273市町村から回答を得た。
  - ・ 調査結果によると、原簿様式の標準化を実現した場合への懸念事項としては、システム整備費用や作業負担などを懸念する市町村が約70%、既存情報の移行作業に懸念を示した市町村が約56%に上った。現行の原簿の管理方法としては、パッケージソフトを利用している市町村が約60%、ExcelやAccess等による管理をしている市町村は約30%であった。パッケージソフト利用団体の満足度は過半数が「満足」または「おおむね満足」と回答し、「不満」は約10%だった。一方、地方自治体独自で開発したシステム利用団体では50%強が「満足」または「おおむね満足」と回答し、ExcelやAccess等による管理団体では「満足」または「おおむね満足」と回答した割合は約35%と低かった。原簿情報の地方自治体間での連携方式については、90%以上の市町村が郵送でやりとりを行っており、オンライン申請に対応していない市町村は60%強を占めた。
  - ・ さらに、犬の所有者からの申請情報やマイクロチップシステムからのダウンロードデータを原簿に反映させる方法や特例制度への参加状況、課題についても調査を行った。
- 共通化を進めるにあたって調査で明らかになった地方自治体の懸念は踏まえる必要があるということと、共通化に向けて解決すべき課題がたくさんあるということを感じた。一方で、現行の業務はアナログであるため、共通化は大変だと思うが、地方自治体職員の負担が軽減され、利用者起点で考えても、犬の所有者の利便性が向上すると感じた。

**③ 畜犬管理システムの共通化を進めることによる効果をどの程度、見込まれていますか。**

- ・ 犬の所在地の変更があった場合の市町村間における原簿送付について、現状は、郵送で行っている市町村がほとんどであり、郵送作業や原簿情報のシステムへの入力作業に負担があると聞いている。畜犬管理システムを共通化して、市町村間での原簿情報のデータ連携によるやりとりや市町村の原簿への情報の電子的な取り込みが可能となることで、これらの負担が軽減されると考える。

**④ 犬と所有者の情報のデータベースを持っている犬と猫のマイクロチップ情報登録システムとの連携を含め、畜犬管理システムの共通化・デジタル化に向けた現在の検討状況をご教示ください。**

- ・ 厚生労働省としては、市町村の負担は認識しているものの、全国調査では、原簿様式の標準化を実現した場合への懸念事項としては、システム整備費用や作業負担を懸念する市町村が多かった。そのため、将来的なマイクロチップシステムとの連携は見据えつつ、まずは、市町村が大規模なシステム改修を要しない方法を検討している。具体的には、犬の所在地の変更があった場合の市町村間における原簿送付をメール等で行い、電子的に原簿への情報の取り込みができるようにするため、原簿の項目の標準化について検討している。
- ・ 販売用の犬・猫に対しては、マイクロチップの装着・登録が義務付けられており、現在の状況としては、約 147 万頭の犬にマイクロチップを装着され、環境省のデータベースに犬の情報が蓄積されている。現在の連携の状況としては、新たに環境省のデータベースに登録・変更登録があった場合は、特例制度に参加している約 320 の市町村に通知がいき、当該市町村は、マイクロチップ番号とともに犬の所有者や犬の個体情報をオンラインで検索・取得でき、畜犬管理システム等において当該情報を活用いただいているところ。今後、各行政機関においてより一層のデジタル化が進み、マイクロチップ番号による管理や運用が推進されることは、正確な情報管理や国民の利便性の向上、行政の効率化などに繋がると認識しているため、厚生労働省における畜犬管理システムの検討状況も踏まえつつ、環境省としても更なる連携に取り組んでいく。
- 共通化の方法は、パターンとして、国が1つのシステムを調達・構築する方法と国が標準仕様書を策定し、複数の事業者が当該標準仕様書に沿ったシステムを構築する方法が想定されているが、地方自治体の業務効率化を求める声に応える手法は、必ずしもこの2つのどちらか1つというわけではなく、今後、総合的に検討していく必要があるのではないか。
- 共通化の方法を検討するにあたっては、原簿の既存情報の移行のことも意識して費用対効果を見極めることが必要ではないか。
- 既存の畜犬管理システムの保守・運用経費は低く抑えられている。地方自治体の理解を得ながら共通化を進めるためには、業務効率化による効果を勘案し費用対効果があるかを示す必要があるのではないか。

**⑤ 畜犬管理システムの共通化を進める上で、どのような課題が考えられますか。**

- ・ 地方自治体からは、特例制度に参加している市町村と不参加の市町村が混在していることにより、地方自治体の事務が煩雑になっているという声があるため、参加自治体の増加が望まれる。
- ・ 共通化に伴う市町村のシステム改修・導入等の費用や作業負担を懸念する市町村が多い。また、システムを導入済みの地方自治体においては、新たな共通システムを導入する場合の既存情報の引き継ぎについて懸念の声がある。
- ・ その他課題としては、畜犬管理システムとマイクロチップシステムとの関係をどのように構築していくかという点がある。また、共通化した畜犬管理システムとマイクロチップシステムを連携した上でも、地方自治体の事務はマイクロチップの装着義務は課せられている販売用の犬と義務が課せられていないマイクロチップ未装着の犬に分かれたままであり、行政手続の方法が1本化されていないという点もある。

- 2つの法律による犬の管理を行っている市町村の現場の立場からすると、犬の所在地変更があった場合の市町村間における原簿送付がアナログであることや、特例制度の参加の有無によって旧所在地と新所在地の市町村の事務の手続きが異なり、かつマイクロチップを装着している犬とそうでない犬が混在しているため、事務が煩雑であることなどが事務の負担となっている。また、利用者起点で考えると、2つの法律に基づく制度の一体的な運用により、新規の登録や所在地の変更などは1つの窓口や1回の手続きで済み、来庁が不要になり、予防接種などの情報が一元管理されれば、所有者の利便性の向上にはつながると考える。共通化の効果を高めるためには、制度の一体的な運用が必要ではないか。
- 地方自治体の声を丁寧に吸い上げて頂いてシステムの共通化を進めてほしい。費用面でも、共通化による割り勘効果を楽しむことが望ましい。2つの法律に基づく制度が運用されているため、市町村の事務が複雑化している。共通化を進めるにあたっては、業務の実態を把握し、デジタルを前提とした業務改革（BPR）を行ってほしい。
- 市町村にとっては、特例制度に参加すると、市町村による狂犬病予防法に基づく登録に係る手数料の徴収が難しくなる問題がある。かといって手数料徴収を行わないと、原簿の管理システムの保守料など他のコストの財源の捻出が難しくなるという問題がある。
- 市町村の現場で日々接する犬の所有者が非常に混乱しているように見える。市町村職員ですら制度が2つあって一体的に運用されていない状況に混乱しているのに、まして所有者に説明することは困難を極めている。
  - ・ 現場の実態として把握していた内容もあれば、今日初めて伺った内容もあった。ご意見として承り引き続き検討したい。また、引き続き現場の実態を教えてほしい。
  - ・ 動物愛護管理法は議員立法として改正が重ねられ、その一環として、所有者の利便性を向上させるために、狂犬病予防法の特例が創設された経緯がある。道半ばではあるものの、特例制度の創設が所有者の利便性向上に一定程度つながったものと認識している。特例制度は令和4年度に施行されて間もないので、利用者の利便性を向上させる議論や検討は徐々に進めつつ、今回の共通化の検討では、システム整備費用や作業負担を懸念する市町村の声を踏まえ、地方自治体の業務効率化や作業負担の軽減に如何につなげるかに着目して行うのがよいのではないか。

以上